



岩手労働局発表
平成29年8月8日

担当	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 宮崎一彦 主任監察監督官 川上 明 (電話) 019-604-3006
----	---

「気仙宣言」を県沿岸部全域に広げる「いわてリアス宣言」を採択しました ～震災復旧・復興工事における過重労働の解消を目指します～

岩手労働局（局長 ^{くごたに}久古谷 敏行）では、岩手県沿岸部全域において復旧・復興工事現場における過重労働の解消を目指し、7月28日に工事発注者、施工業者、建設業関係団体が一堂に会する「いわてリアス会議」^(注1)を開催し、下記のとおり「いわてリアス宣言」^(注2)（詳細は別添1）の採択を行いました。

今後は、同宣言に基づき、工事発注者は施工業者の事務負担が軽減するような契約等となるように努め、また、施工業者はトップの意思表示に基づき定時退社実施を促進する等、過重労働解消に向けた取組（詳細は別添2）を推進していきます。

記

1 宣言概要

- ① 震災復旧・復興工事に携わる労働者の過重労働を容認しないこと
- ② 適正な労働時間管理や過重労働の未然防止に向けた環境づくりに協力して取り組むこと
- ③ 岩手県沿岸地域の取組を他地域に発信・展開し、過重労働解消を目指す運動につなげること

2 賛同者

別添1の賛同者（行政機関等工事発注者、建設事業者、建設業関係団体）
計42機関

（注1）正式名称は「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス会議」

（注2）正式名称は「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言」

「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言」の採択について

平成29年7月28日、岩手県沿岸部の主要な工事発注者、施工業者及び建設業関係団体が一堂に会する「いわてリアス会議」を開催し、復興工事における過重労働の解消を目的として、「いわてリアス宣言」が採択されました。

震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言

岩手県沿岸各地においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、市民生活を支える都市基盤が甚大な被害を受け、今日もなお、復旧・復興に向けた事業が各地で行われている。

そのような中、平成28年3月に、大船渡労働基準監督署管内において、過労死ラインとされる1か月80時間を超える時間外労働を行った労働者が、現場事務所内で突然死する事案が発生した。

私たちは、こうした現実を重く受け止めなければならない。

当該事案をうけ、気仙地域における震災復旧・復興工事現場での過重労働解消を目指す取組として、「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す気仙宣言」が採択され、気仙地域における施工現場での過重労働解消に効果的役割を果たしてきたところである。東日本大震災からの復旧・復興に携わるすべての労働者が、安心して安全に働くことができ、常に十分な能力を発揮することができる職場環境を整備することは、気仙地域のみならず、早期復興を目指す私たちに共通する課題であり、その実現に向けた取組は、私たちに共通する責務である。

私たちは、発注者や事業者の立場を超え、震災復旧・復興工事に携わるすべての労働者が、過重労働によって健康を損なうこと、命を失うことがあってはならないという原則を確認し、ここに次のとおり宣言する。

私たちは

- 一 震災復旧・復興工事に携わる労働者の過重労働を容認しません
- 一 震災復旧・復興工事に携わる労働者の適正な労働時間管理や過重労働の未然防止に向けた職場環境づくりに協力して取り組みます
- 一 岩手県沿岸地域の取組を他地域に発信・展開し、あらゆる震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す運動につなげます

平成29年7月28日

震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス会議 賛同者一同

賛同者（順不同）

国土交通省東北地方整備局、岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、釜石港湾事務所、南三陸国道事務所、岩手県 農林水産部、県土整備部、盛岡広域振興局、県北広域振興局、沿岸広域振興局、県南広域振興局、久慈市、洋野町、野田村、曹代村、岩泉町、宮古市、山田町、田野畑村、大槌町、釜石市、遠野市、大船渡市、陸前高田市、一般社団法人岩手県建設業協会、建設業労働災害防止協会岩手支援センター、建設業労働災害防止協会岩手県支部、岩手県木造家屋等気密住宅建設工事安全対策協議会、東北電力(株)岩手支店、東日本電信電話(株)東北復興推進室、NTT 東日本・東北、NTT インフラネット岩手支店、東日本旅客鉄道(株)東北工事事務所、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部、仙台建設労務管理研究会、東急建設(株)、清水建設(株)、五洋建設(株)、(株)熊谷組、(株)大林組、大成建設(株)、青木あすなろ建設(株)、飛鳥建設(株)

主催 岩手労働局、二戸労働基準監督署、宮古労働基準監督署、釜石労働基準監督署、大船渡労働基準監督署



会議冒頭で挨拶をする久古谷労働局長



会議参加者の集合写真

震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言 過重労働解消に向けた取組について

(別添2)

1. いわてリアス宣言に基づく具体的取組

気仙宣言に基づく取組状況を踏まえ、過重労働解消のため、岩手県沿岸地域において以下を重点実施事項とする。

【重点実施事項】

①月1回以上の土曜閉所^(注)の実施 ②月1回以上の定時退社の実施 ③時間外・休日労働が月80時間を超える労働者数の減少^(注)土曜閉所とは、日曜日、祝日以外に現場を全休とすることをいう。

重点実施事項の推進のために、工事発注者、施工業者及び建設業関係団体等においては、それぞれ具体的取組として以下の事項を実施することとする。

「工事発注者における取組」

- ア 請負金額及び工期の適正化は、健全な業界の発展や公正な競争に資するものだけでなく、安全・安心な現場環境をつくり、ひいては人材の確保・定着に繋がるものであることを認識し、関係者と密接な連携を図りながら設定を行う。
- イ 契約締結の際又は施工業者が決定した際に、重点実施事項の実施のための取組を行うよう、施工業者へ促す。また、休日・時間外に打ち合わせを設定しない、短期間の締め切りの作業指示を行わない等施工業者の事務負担の軽減に努めるとともに、職員ごとに指示が異なることのないように内部統制を図る。
- ウ 設計変更時には、事務負担や費用負担のあり方について施工業者と十分に協議を行うほか、継続的に施工業者の事務負担の軽減に努める。また、設計変更に伴う工期の変更についても、十分配慮して設定する。

「施工業者における取組」

- ア いわてリアス宣言を社内に周知するとともに、支店トップ、作業所長、現場代理人等が重点実施事項の実施に向けた決意表明を行う。
- イ 社内事務の簡素化や人員の適正配置等の必要な体制づくりに組織的・継続的に取り組む。

「建設業関係団体等における取組」

- ア 会員事業場等に対して、いわてリアス宣言の周知を行うとともに、重点実施事項の実施に積極的に取り組むよう働きかける。
- イ 安全パトロールや工事打合せの機会を利用し、会員事業場等におけるいわてリアス宣言の周知・啓発状況及び重点実施事項の取組状況を確認し、必要な指導、啓発を行う。
- ウ 重点実施事項の取組が低調で、施工業者と発注者との連携・協議が必要と認められる場合は、両者に対し連携・協議の場を設けるよう働きかける。

震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指すいわてリアス宣言 過重労働解消に向けた取組について

2. その他の取組及び効果検証等について

(1) いわてリアス宣言のポスターの作成

いわてリアス宣言を効果的に周知するため、ポスターを作成し、関係者に配布する。

※気仙宣言においては、右のポスターが作成され、関係者への配布、官庁舎や駅などの公共施設での掲示を行い、気仙宣言の周知広報に効果的であった。



(2) 取組状況の把握

いわてリアス宣言に基づき取組の効果検証のため、いわてリアス宣言賛同者の施工現場において、

- ①土曜閉所の実施状況
 - ②定時退社の実施状況
 - ③時間外・休日労働が月80時間を超える労働者数
- に関する平成29年8月～10月の状況を自主点検し、その結果をとりまとめ、平成29年度内に関係者へ周知を行う。

(3) 効果検証等

(2) のとりまとめ結果を踏まえ、各地区で開催される震災復旧・復興工事関係者連絡会議等において取組効果を検証、必要に応じて取組の強化について検討を行う。